

台・一ノ久保地区 町名・町界変更にかかる説明会

- ・日時 令和元年11月22日（金）
午後7時～8時
令和元年11月24日（日）
午前10時～11時
午後1時30分～2時30分
- ・場所 台・一ノ久保土地区画整理事務所

次 第

1. 挨拶

2. 内容説明

(1) 台・一ノ久保地区の住所変更の必要性と、本説明会

までの経緯について

(2) 新町名案・新町界案に関するアンケートの集計結果に

ついて

(3) 今後のスケジュール及び住所変更の手続きについて

3. 質疑応答

4. 閉会

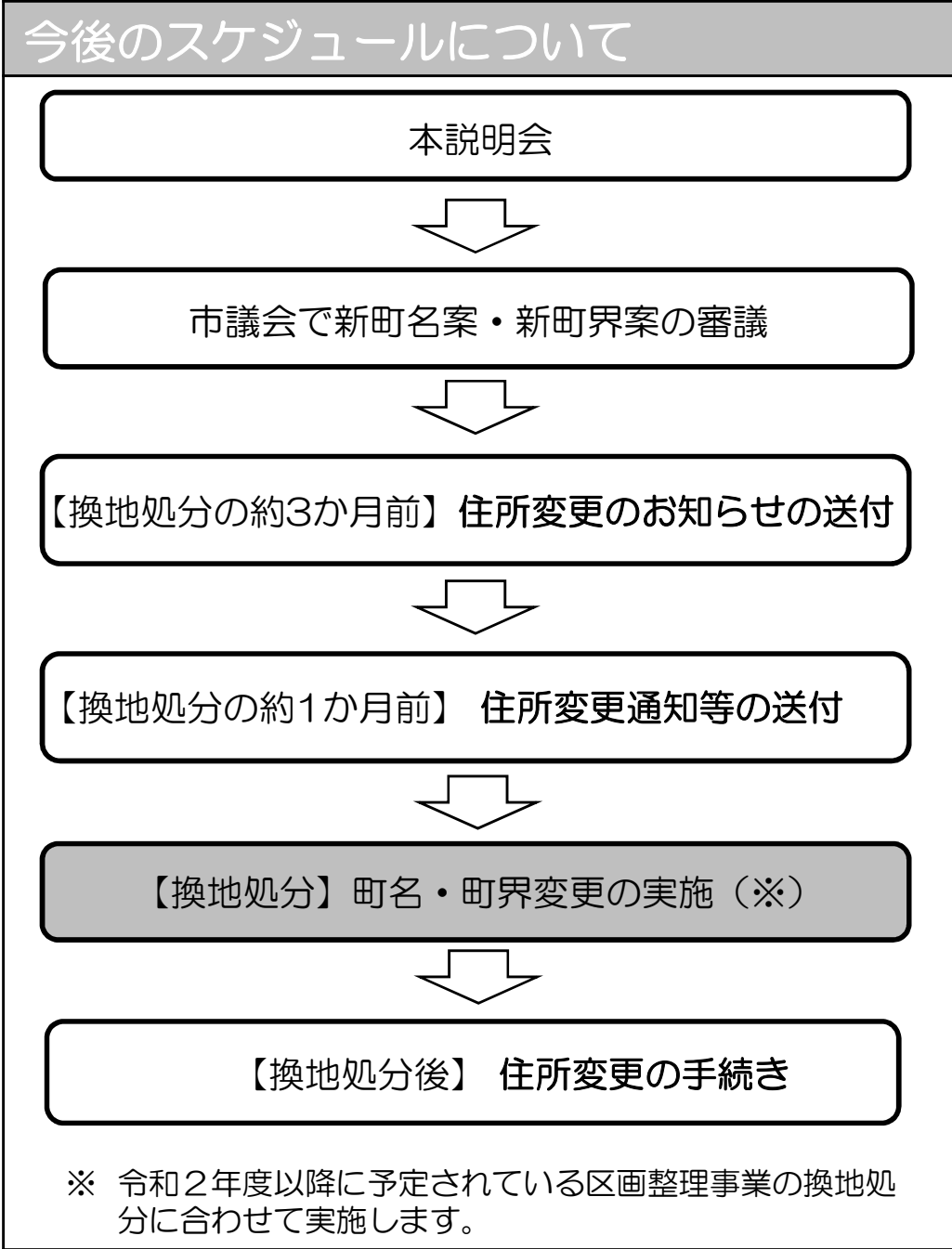
1 台・一ノ久保地区の住所変更の必要性和、本説明会までの経緯について

(1)住所変更の必要性について	(2)本説明会までの経緯について
<p>区画整理事業が実施されると土地の形状等とともに地番も変更されることとなり、それに伴って住所も変更することになります。</p> <p>新町名や新町界に変更することによって、今までよりも分かりやすい住所になり、お住まいの方の利便性が向上することになります。</p> <p>新町名・新町界に変更し、地番の振り方を「親地番＝街区番号」とすれば、親地番は分合筆に左右されず、住所の混乱を避けることができます。</p>	<p><u>平成30年5月</u> 区画整理組合から新町名・新町界の検討依頼をさいたま市が受領。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>平成30年7月～令和元年5月</u> 新町名、新町界及び新丁目界について、組合及び関係自治会の代表者10名で構成された検討会を5回開催した。 ・第1回、第2回は、新町界について検討し、区画整理の境界をそのまま新しい町の境界とする案とした。 ・第3回、第4回、第5回は、新町名と新丁目界について検討した。新町名については複数の候補から2つの町名を案とし、新丁目界については自治会エリアを踏まえた案とした。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>令和元年8月</u> 検討会の案を基にしたアンケートを、住民の方、本籍を置いている方、土地または建物の権利を持っている方、法人の方等に向けて発送。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>令和元年11月</u> 本説明会にて、新町名案、新町界案及び新丁目界案についての最終的な確認。</p>

2 新町名案・新町界案に関するアンケートの集計結果について

(1)アンケートの集計結果について	(2)新町名案・新町界案について																
<p>【送付数及び回答数】 送付数：646通 回答数：215通 ※回答率：215通 / 646通 = 33.28%</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">問 新しい町名・町界について</th> <th style="width: 20%;">得票数</th> <th style="width: 50%;">得票率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <small>わかば</small> 若葉(1丁目、2丁目)</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">41.86%</td> </tr> <tr> <td>2 <small>みなみしんまち</small> 南新町(1丁目、2丁目)</td> <td style="text-align: center;">72</td> <td style="text-align: center;">33.49%</td> </tr> <tr> <td>3 その他</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">24.65%</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>みなみしんまち 2: 南新町 (33.49%)</p> <p>わかば 1: 若葉 (41.86%)</p> <p>3: その他 (24.65%)</p> </div>	問 新しい町名・町界について	得票数	得票率	1 <small>わかば</small> 若葉(1丁目、2丁目)	90	41.86%	2 <small>みなみしんまち</small> 南新町(1丁目、2丁目)	72	33.49%	3 その他	53	24.65%	<p>【新町名案による住所表記】</p> <p style="text-align: center;">さいたま市見沼区 <small>わかば</small> 若葉 ○丁目 ○○番地 ○○</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑ ↑ ↑</p> <p style="text-align: center;">町 丁目 親地番 枝番</p> <p>【新町名案・新町界案】</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">凡 例</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td>町名変更予定区域</td> </tr> </table>	凡 例			町名変更予定区域
問 新しい町名・町界について	得票数	得票率															
1 <small>わかば</small> 若葉(1丁目、2丁目)	90	41.86%															
2 <small>みなみしんまち</small> 南新町(1丁目、2丁目)	72	33.49%															
3 その他	53	24.65%															
凡 例																	
	町名変更予定区域																

3 今後のスケジュール及び住所変更の手続きについて



【住所変更の手続きについて（手続き不要なもの）】

項目
住民票 戸籍 印鑑登録
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国民年金第1号被保険者の住所
子育て支援医療費受給資格証 ひとり親家庭等医療費受給資格証 心身障害者医療費受給資格証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 など
児童扶養手当証書
特別児童扶養手当証書
公立保育園、学校等への住所変更手続
医薬品医療機器等法に基づく届出
医薬品医療機器等法に基づく許可
毒物及び劇物取締法に基づく登録
環境衛生関係営業施設 (理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場)
建築物衛生法に基づく建築物登録業の登録
食品関係営業施設
パスポート
東京電力
東京ガス
NTT(固定電話)
水道

3 今後のスケジュール及び住所変更の手続きについて

【住所変更の手続きについて（手続きが必要なもの）】

項目	住所変更手続き(必要書類など)	項目	住所変更手続き(必要書類など)
通知カード	個人番号(マイナンバー)通知カードの裏面に変更後の住所を記載します。(通知カード、本人確認書類が別途必要)	法人の所在地変更	法人等の設立等報告書、印鑑、住所変更証明書を持参のうえ、各許認可庁にて手続きを行ってください。
個人番号カード交付申請書	今回の町名町界変更以降は、通知カードに同封された個人番号カード交付申請書は、使用できません。区役所窓口で新しい申請書をお渡しします。(本人確認書類が別途必要)	運転免許証	運転免許証の裏面に変更後の住所を記載します。鴻巣警察署を除く、県内の警察署どこでも手続き可能です。(運転免許証、住所変更通知もしくは住所変更証明書)※3
個人番号カード ※1	個人番号(マイナンバー)カードの表面に変更後の住所を記載します。(個人番号カード)	自動車検査証	自動車検査証、印鑑、住所変更証明書を持参の上、手続きをしてください。(自動車検査証、印鑑、住所変更証明書)
住民基本台帳カード(顔写真付きタイプのみ) ※1	住民基本台帳カードの裏面に変更後の住所を記載します。(住民基本台帳カード)	軽自動車検査証	⑤番窓口にて申請書、⑥番窓口にて税申告書を入手の上、手続きをしてください。(申請書代無料)(軽自動車検査証、印鑑、住所変更証明書)
電子証明書(公的個人認証) ※1・※2	個人番号カードをお持ちの方は住所変更の手続きに合わせて署名用電子証明書の更新も行ってください。(個人番号カード)		
在留カード 特別永住者証明書	在留カードまたは特別永住者証明書の裏面に変更後の住所を記載します。(在留カードもしくは特別永住者証明書) お持ちの手帳の住所を新しい住所に書き換えます。(各種障害者手帳、印鑑)		
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳			
国民年金受給中の方の住所	年金受給権者住所変更届を年金事務所に提出する必要があります。(年金証書あるいは基礎年金番号や年金コードのわかる通知書)		
国民年金受給待機者の住所	60歳以上で現在年金に加入しておらず、年金を受け取っていない方は、住所の変更が必要です。(年金証書あるいは基礎年金番号や年金コードのわかる通知書)		
厚生年金に加入中の方の住所(3号含む)	事業主への届出が必要です。詳しくは、事業主へご確認ください。(住所変更証明書、年金証書あるいは基礎年金番号や年金コードのわかる通知書)		
不動産登記簿(登記名義人の住所の変更の登記)	登記申請書を持参又は郵送して手続きしてください。相談窓口も設けておりますので、電話予約の上、ご利用ください。(登記申請書、住所変更証明書、印鑑)		
商業登記簿(会社などの本店・支店及び役員の住所変更)	さいたま地方法務局のホームページを参照の上、登記申請書など下記の必要書類を持参して手続きをしてください。登記手続きの相談は電話予約の上お伺いください。 【ホームページ参照先】さいたま地方法務局トップページ>業務のご案内>商業・法人登記>区画整理又は住居表示実施による商業・法人登記申請書様式及び記載例について(登記申請書、住所変更証明書※4、法人届出印)		

- ※1 お手続きの際に暗証番号の入力が必要です。
- ※2 町名地番変更に伴う住所変更の場合は、署名用電子証明書は失効しません。住所変更の手続きを行わない場合でも、引き続きe-taxを利用した確定申告等にご利用いただけます。
住民基本台帳カードに電子証明書を搭載している方も、電子証明書の有効期限まで引き続きご利用いただけます。
- ※3 運転免許証：今回の町名地番の変更に伴い、本籍が変更となる方は、土地の名称及び地番変更通知を合わせて運転免許センターもしくは大宮東警察署に持参し手続きをしてください。
- ※4 住所変更証明書：法人登記用の住所変更証明書をお取りください。

◎ 町名地番変更の公告日の翌日から、町名地番変更に係る登記が完了するまでの間、不動産に関する登記事務が停止されますので、同登記の完了後に手続き願います。なお、同登記の完了までの期間は、町名地番変更の公告日から3か月程度要する予定です。